

## 〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託契約書

新潟県（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、〇〇〇〇〇〇〇〇業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）業務の名称

〇〇〇〇〇〇〇〇業務（以下「業務」という。）

（2）業務内容

ア 〇〇〇〇〇〇〇〇の促進を図るために行う、別紙仕様書に定める業務

イ 〇〇〇〇〇〇〇〇に関する業務

（3）実施場所

業務は、〇〇〇〇〇〇〇〇を拠点にして行う。

2 乙は、業務の実施に当たっては、その詳細について、甲と随時協議打合せを行うものとする。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間（以下、「委託期間」という。）は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇, 〇〇〇円を含む。）とする。

2 委託料の額を変更する必要がある場合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

3 甲は、前金払として第1項の委託料を乙の請求に基づいて、その請求のあった日から〇〇日以内に支払うものとする。

4 乙は、委託料を業務以外の目的のために支出してはならない。

（契約保証金）契約保証金を免除しない場合

第4条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として金〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 甲は、乙が契約保証金を納付したときは、保管証書を乙に交付するものとする。

4 契約保証金は、第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

5 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を乙の請求により遅滞なく乙に還付するものとする。

6 乙は、前項の定めにより契約保証金の還付を請求するときは、第2項の定めにより交付を受けた保管証書を甲に返さなければならない。

7 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金を甲に帰属させることができる。

(権利の譲渡等の制限)

第5条 乙は、この契約に定める権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に定める義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の制限)

第6条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、第三者との協働により委託事業を遂行してもよい。

(業務主任者)

第7条 乙は、業務履行について管理をつかさどる業務主任者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者をいう。）を定め、甲に通知するものとする。業務主任者に異動があった場合も、同様とする。

(事業実施計画書等の提出)

第8条 乙は、契約締結後、各事業の実施前に事業実施計画書を作成し、甲に提出し、その承認を得なければならない。また、当該事業実施計画書の内容に変更が生じた場合についても同様とする。

2 甲は、事業実施計画書を遅滞なく審査し、不相当と認められた場合は乙と協議するものとする。

(実地調査等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(損害負担)

第10条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、乙は甲に損害の回復及び賠償を求めることができる。

2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、乙は甲に損害の回復及び賠償を求めることができる。

(成果報告書の提出)

第11条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書を作成し、甲に提出するとともに県民に公開しなければならない。

(検査)

第12条 甲は、前条の報告書を受理したときは、速やかに業務の成果について検査を行うものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。

(2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

2 乙は、甲がこの契約に違反した場合は、この契約を解除することができる。

3 乙は、前項の規定により契約が解除されたときは、速やかに備品等を甲に返還するものとする。

4 乙は、第1項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める業務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相

当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、故意又は善良な管理者の注意を怠ったことにより備品等がき損し、又は滅失したときは、自己の負担で現状に回復し、又は甲にその損害を賠償しなければならない。

3 乙は、第三者が備品等に損害を与えた場合又は災害等により損害が生じた場合は、速やかに甲に報告して、その指示を受けるものとする。

(秘密の保持)

第 15 条 乙は、相談業務等において知り得たプライバシーに関する事項、その他業務の処理上知り得た事項を、相談者等の意向に沿わない限り他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 16 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

協働の理念を尊重し、甲・乙双方が成果物を使用することができることとした。

(著作権の取扱)

第 17 条 この契約に基づく業務の成果物に係る著作権は乙に帰属するものとする。

2 乙が著作権を所有する成果物について、甲が複写、複製、抜粋その他の形式により他の利用に供する場合、乙はこれを承認したものとする。

(関係書類の保管)

第 18 条 乙は、この契約に係る会計帳簿その他関係書類を整備して、委託期間の終了した日の属する年度の終了後 2 年間保存しなければならない。

(協議等)

第 19 条 この契約に疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成〇年〇月〇日

新潟市中央区新光町 4 番地 1

甲 新潟県

代表者 新潟県知事 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇市〇〇〇丁目〇番地〇号

乙 特定非営利活動法人 ○ ○ ○ ○ ○ ○

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

(任意団体(人格のない社団)の場合)

〇〇市〇〇〇丁目〇番地〇号

〇〇〇〇代表 ○ ○ ○ ○ 印

(〇〇〇協会長)

## 別記 1

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第 1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を当該個人の了解を得ず他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (収集の制限)

第 3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (適正管理)

第 4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第 5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第 6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第 7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

#### (資料等の返還等)

第 8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### (従事者への周知)

第 9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

#### (実地調査)

第 10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

#### (事故報告)

第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

## 別記2

### 情報セキュリティ関連業務特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

#### (情報資産の取扱い)

第2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、甲の許可を受けなければならない。

#### (機器等の取扱い)

第4 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

#### (従事者への啓発)

第5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

#### (異常時の報告)

第6 乙は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第7 乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

#### (再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

#### (ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第9 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

#### (機器構成の無許可変更の禁止)

第10 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

#### (ネットワークへの無許可接続の禁止)

第11 乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

#### (コンピュータウイルス対策)

第12 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

(2) 甲が提供するウイルス情報を常に確認すること。

#### (法令遵守)

第13 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）

(3) 新潟県個人情報保護条例（平成10年新潟県条例第40号）

#### (実地調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。